

国会議員 各位

相続税法の抜本的改正に対する意見書

平成 20 年 11 月 26 日

全国青年税理士連盟

会長 菅原祥元

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 21 - 12

代々木リビン 401号

電話 03 - 3354 - 4162

私たち全国青年税理士連盟は若手税理士約 3000 名により組織されている団体で、「国民のための税理士制度」を目指し、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行っています。当連盟は、相続税の抜本的改正にあたり、以下の点について強く要望します。

相続税の課税方式の見直しは十分な議論を重ね、その結果どのような影響があるのかというビジョンを国民に十分周知し、国民の声を聞いた上で慎重に行うこと。また、連帯納付制度については、課税方式のいかににかかわらず廃止すること。

(理由)

1 課税方式の見直し

平成 21 年度税制改正の目玉として相続税の課税方式を「本来の遺産取得課税方式」に変更することが検討されているが、法定相続分を加味した遺産取得課税方式（現行制度）から本来の遺産取得課税方式への変更については非常に多くの問題点があることが指摘されながら、何故改正するのかといった根本部分の検証が十分なされないまま、事業承継関連の法改正とセットで論じることにより、法改正が進められている。

課税方式については例えば過去に我が国において採用されており現在は米国などが採用している遺産課税方式による課税を行い、国が税を先取りしてあとは相続人等で自由に分配するといった形にすれば連帯納付義務なども不要になり、シンプルでわかりやすく行政コストや相続人のコストも最小限におさえられるのではないかといった意見もあり、議論が成熟していない。よって、課税方式の見直しは十分な議論を重ねた上で慎重に行うべきである。

2 法的安定性と予測可能性

昨今の税制改正においては、納税者に十分な事前情報が開示されず、税制改正大綱等に記載された内容が極めて短期間の議論で税制改正項目として立法され施行されるといった傾向が強まっており、しかも、施行された法律の規定ぶりに問題があり、解釈に疑義が生じ、通達の発遣自体が大幅に遅れるなど、短期間の議論での場当たりの改正の影響が税務行政執行上にも現れている。

国民の経済生活に法的安定性及び予測可能性を与える観点から、税制改正の情報については可及的に事前開示を行い、パブリックコメントなどを通じて国民から広く意見募集を行うべきである。また、その施行及び運用についても遡及適用の禁止はもちろんのこと、十分な経過措置期間を設けるなど、法的安定性と予測可能性が確保できるよう配慮すべきである。

例えば、税制改正の議論は、緊急に手当を必要とする問題と中長期のスパンにわたって対処すべき問題とに項目を分けて論じ、そのロードマップと議論の過程、次年度改正へ組み入れるプライオリティーなどを開示することにより予測可能性を示すのもひとつの方法であると考えられる。

3 相続税の連帯納付義務

相続財産の分割がなされ個々の納税義務者が納付すべき相続税額が確定しているにもかかわらず、課税庁が負うべき徴収責任をその個々の納税義務者に転嫁する連帯納付義務の制度は、納税者の義務を過度に拡張し、その結果、個々の納税者の財産権を不当に侵害するものであり、容認できない。

さらに言えば現行の連帯納付義務の制度には時効がないため、自らの納税義務は全うしたにもかかわらず延納制度や納税猶予制度等を利用した他の納税者の破綻により、およそ予測不可能な時期に予期せぬ巨額の納税義務（本税だけでなく延滞税も）を負わされて破綻を余儀なくされるといった不合理かつ悲惨な事例まで散見される状態となっている。

遺産が未分割である場合には連帯納付義務を課すことを是とする考え方もあるが、未分割の場合であっても申告納税が猶予されるわけではなく、未分割財産の申告の規定に従って申告するのであるから、その規定に従い計算された各共同相続人等の個々の納税義務が個々の納税義務者においてそれぞれ全うされておれば十分であると考えられ、それ以上の義務を課すことは許されない。よって、相続税の連帯納付義務は即時廃止すべきである。